

# 社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会職員希望降格制度実施規程

(目的)

**第1条** この規程は、職員の希望による降格を承認することによって、職員の心身の負担を軽減し、職務に対する意欲の向上を図り、もって組織の活性化を推進することを目的とする。

(対象となる職員)

**第2条** 降格を希望することができる職員は、社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会職員給与規程の適用を受ける職員のうち職務の級が4級以上の者、並びに社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会介護事業職員給与規程又は社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会保育事業職員給与規程の適用を受ける職員のうち職務の級が2級以上の者で、次に掲げるものとする。

- (1) 課せられた職責を果たすことが身体的又は精神的に苦痛と感じる者
- (2) 家庭の事情等によりその職責を果たすことが困難であると感じる者
- (3) 前2号に掲げる者のほかその職責を果たすことが不可能であると感じる者

(降格の申出)

**第3条** 降格を希望する職員は、毎年度12月31日までに、降格希望申出書（様式第1）を、総務課長を経由して会長に提出するものとする。

(申出の承認)

**第4条** 会長は、降格希望申出書の提出があったときは、降格の適否について判断し、その結果を降格承認（不承認）通知書（様式第2）により、当該職員に通知するものとする。

(降格の効果)

**第5条** 会長は、降格を承認したときは、承認の日以後の最初の人事異動時に、当該職員の職務の級を当該職員の適用される給料表の1級又は2級下位の職務の級に降格させるものとする。

(降格後の昇格)

**第6条** 前2条の規定に基づき降格した職員について、降格を希望した事由がなくなった場合は、その旨を会長に申し出ることができる。

2 会長は、前項の申し出があったときは、当該職員の昇格の適否を他の職員と同様に取り扱うものとする。

(委任)

**第7条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

## 附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1（第 3 条関係）

降 格 希 望 申 出 書

年 月 日

社会福祉法人 北名古屋市社会福祉協議会

会 長 様

所 属

職 名

氏 名

社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会職員希望降格制度実施規程に基づき、次のとおり降格したいので申し出ます。

1 申出理由

2 希望する降格後の職務の級

様式第2（第4条関係）

降格承認（不承認）通知書

年 月 日

様

社会福祉法人 北名古屋市社会福祉協議会  
会 長

年 月 日付けで申し出のありました降格については、次のとおり決定しましたので通知します。

☐ 承認する

降格後の職務の級

※ 降格を希望した事由がなくなった場合は、その旨を申し出ることで、  
昇格の適否が他の職員と同様に戻ります。

☐ 承認しない

承認しない理由